

宗教法人法人格承継証明願

宗教法人が所有する境内地などの土地の名義を旧宗教法人から現在の宗教法人に切り替えるときなどに使用します。旧宗教法人から法人格を承継していることの証明です。

なお、請求できるのは当該宗教法人の代表役員だけです。証明手数料として 500 円を奈良県収入証紙により納付していただきます。